

建築工事積算基準等の改定について

平成29年1月26日

県が発注する建築・設備工事の積算に用いる積算基準について、一般管理費等率及び下請企業の経費率を見直し、下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

記

1 改定内容

<共通費基準>

- 「一般施設」の一般管理費等率の改定

Cp:工事原価(千円)

現 行			
工事原価	500万円以下(注)	500万円を超え30億円以下(注)	30億円を超える(注)
建築	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(Cp)$	8.41%
電気	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(Cp)$	7.35%
機械	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(Cp)$	7.52%



改 定			
工事原価	500万円以下(注)	500万円を超え30億円以下(注)	30億円を超える(注)
建築	17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(Cp)$	8.43%
電気	17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(Cp)$	8.06%
機械	16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(Cp)$	8.07%

(注)電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

<単価基準>

- 下請企業の経費率の改定(全工種平均で約5ポイント増)

※ 詳細は、県ホームページ「建築工事積算基準等について」をご覧ください。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/eizen/shakaikiban/tochi/page00050.html>)

2 適用対象となる工事

県が発注する建築・設備工事のうち、単価適用年月日が平成29年2月1日以降のものに適用

3 問い合わせ先

宮崎県県土整備部

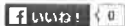
営繕課計画・保全担当

電話0985-26-7548



宮崎県
Miyazaki Prefecture

トップ > 社会基盤 > 土地・建設業 > 建設業 > 建築工事積算基準等について



更新日：2017年1月26日

建築工事積算基準等について

建築工事積算基準等について

宮崎県では、下記の基準を準用しています。

一般施設

一般管理費等率及び下請企業の経費率の見直しを、国の改定内容（外部サイトへリンク）に合わせて行います。（単価適用年月日が平成29年2月1日以降のものから適用）

項目	基準等
積算総括	公共建築工事積算基準（外部サイトへリンク）（注意1）
共通費基準	公共建築工事共通費積算基準（外部サイトへリンク）（注意1） <改定部分対比表>（外部サイトへリンク）（注意1） 公共建築工事積算基準等資料（外部サイトへリンク）（注意1） <改定部分対比表>（外部サイトへリンク）（注意1）
単価基準	公共建築工事標準単価積算基準（外部サイトへリンク）（注意1） <改定部分対比表>（外部サイトへリンク）（注意1） 公共建築工事積算基準等資料（外部サイトへリンク）（注意1） <改定部分対比表>（外部サイトへリンク）（注意1）
数量基準	公共建築数量積算基準（外部サイトへリンク）（注意1） 公共建築設備数量積算基準（外部サイトへリンク）（注意1）
内訳書式	公共建築工事内訳書標準書式（外部サイトへリンク）（注意1） （建築工事編・設備工事編）
見積書式	公共建築工事見積標準書式（外部サイトへリンク）（注意1） （建築工事編・設備工事編）

（注意1）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（国土交通省ホームページにて公表）

公営住宅

項目	基準等
積算総括	公共住宅建築工事積算基準（注意2） 公共住宅電気設備工事積算基準（注意2） 公共住宅機械設備工事積算基準（注意2）
共通費基準	公共住宅建築工事積算基準（注意2） 公共住宅電気設備工事積算基準（注意2） 公共住宅機械設備工事積算基準（注意2）
単価基準	『一般施設』に同じ
数量基準	『一般施設』に同じ
内訳書式	『一般施設』に同じ
見積書式	『一般施設』に同じ

（注意2）公共住宅事業者等連絡協議会 編集（書籍として販売）

お問い合わせ

県土整備部営繕課
〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7197
ファクス：0985-32-4463
メールアドレス：eizen@pref.miyazaki.lg.jp



〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

Copyright© Miyazaki Prefecture. All rights reserved. 各ページに掲載の写真及び記事等の無断転載を禁じます。

建築工事における一般管理費等率の改定等について

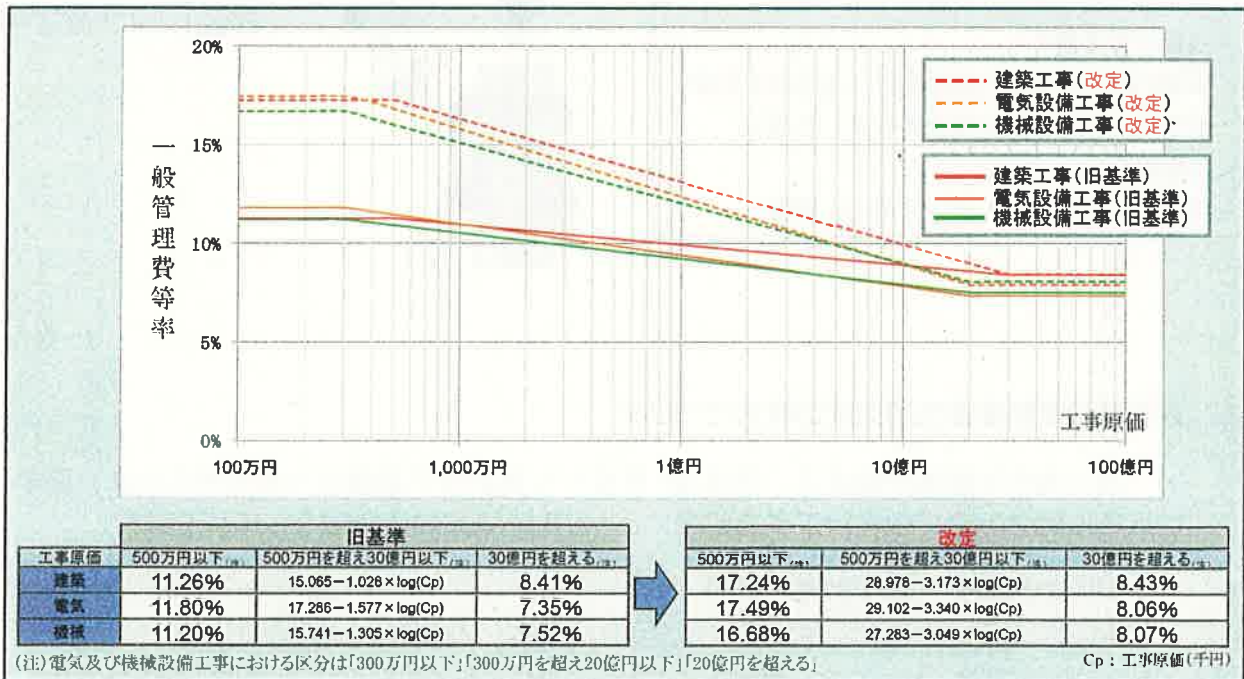
平成29年 1月31日
宮崎県県土整備部営繕課

1. 建築工事における一般管理費等率の改定について

- 国は改正品確法の基本理念にのっとり発注者の責務を果たすため、建設企業を対象とした財務実態調査の結果等を踏まえ、一般管理費等率及び下請企業の経費率を見直し、公共建築工事積算基準の改定を行い、平成29年1月1日以降に入札公告を行う営繕工事から適用している。
- 県における建築工事(一般施設)の積算基準については、国の積算基準を準用していることから、国の改定内容に合わせて、一般管理費等率及び下請企業の経費率の引き上げを行う。

《 参 考 》

○一般管理費等率の改定 (※国ホームページより)



○下請企業の経費率の改定 (全工種平均で約5ポイント増)

【抜粋】表3-1-1 建築工事 (公共建築工事標準単価積算基準より)

工事種別	工種	(現 行)		⇒	(改 定)	
		「その他」の率	上限値		「その他」の率	中間値
建築工事	仮設	(労) × (12~20%)	20%	⇒	(労+雑) × (20~30%)	25%
	土工	(労+雑) × (12~20%)	20%	⇒	(労+雑) × (20~30%)	25%
	地業	(労+雑) × (12~20%)	20%	⇒	(労+雑) × (20~30%)	25%
	鉄筋	(労+雑) × (12~20%)	20%	⇒	(労+雑) × (20~30%)	25%
~ (省 略) ~						

※「その他」の率は、下請経費及び小器材の損耗費等で、表3-1-1~3の工種毎の率による。

2. 技能士の本人確認の充実・強化の取組について

公共建築工事における品質の確保を図るため、県では昭和 59 年度から技能士現場常駐制度を導入しており、現在、対象の職種は、とびやサッシ施工など 16 職種としている。

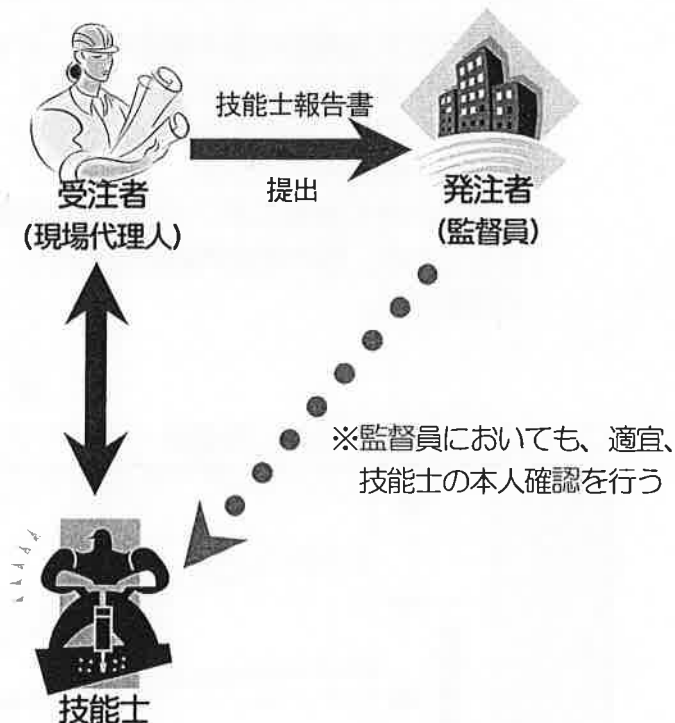
技能士の活用は、品質確保の上で重要であるため、技能士本人の確認について、充実・強化に取り組むこととしたい。

○取組（案）イメージ

現 状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と資格証明書の原本を確認 <<技能士報告書>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証明書の写しを添付



取 組（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真入りの身分証明書等で本人確認 <<技能士報告書>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人は、本人確認を行った方法を記載 ・ 顔写真入りの身分証明書等の写しを添付 <<工事写真>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場内で技能士本人及び作業中を撮影



3. 入札時積算数量書活用方式の試行について

- ・ 国は改正品確法を踏まえ、平成 28 年度から適正な予定価格の設定のために、競争入札に付する全ての営繕工事を対象に、「入札時積算数量書活用方式」を試行。

○国土交通省（官庁営繕）HP

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000026.html#koujihi

本方式による注意事項（国Q&Aより）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札時に「入札時積算数量書」の積算数量を活用した場合のみ、協議・変更可能 ・ 協議対象となる積算数量は、数量基準（公共建築・建築設備数量積算基準）に基づき算出された数量で、施工数量ではない また、受注者独自の数量算出方法による数量も、協議及び変更の対象外 |
|--|
- ・ 営繕課において、国の試行結果、効果や課題等を整理の上、関係業界団体と意見交換を行い、同方式について検討していきたい。

背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定された。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつきがあった。

入札時積算数量書活用方式(試行)

・4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事に適用
 ・地方公共団体等に対して本取組みについて周知

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、**受発注者間で協議**※し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを**契約事項**とする。

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用した場合に可能

効果

- 円滑な変更協議によって、適正な数量に基づいた請負代金額となり、**工事目的物の品質確保及び契約の適正化**に寄与する。
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、**入札参加者の積算の一層の効率化**に寄与する。

今後の取組み

- 試行を通じ、受注者等からの意見・要望や課題等を把握し、必要に応じ改善を図る。
- 地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進を図る。

「入札時積算数量書活用方式」の概要

本方式の概要

- 入札時積算数量書を入札説明書の別添として公開
- 入札参加者は、入札時積算数量書の積算数量を活用して工事費内訳書を作成
- 契約書において、入札時積算数量書に疑義が生じた場合の協議等を規定

